

2015年3月4日

全2頁

## バーゼルⅢの初歩 第17回

## 「システム上重要な銀行へのサーチャージ」とは？

金融調査部 主任研究員  
鈴木 利光

このシリーズでは、バーゼルⅢの仕組みを、可能な限りわかりやすく説明します。第17回は、システム上重要な銀行へのサーチャージ（資本上乘せ規制）の内容を解説します。

## 1 SIFIs パッケージ

サブプライム問題に端を発する金融危機の間、政府が公的資金を注入することにより、数多くの危機に瀕した大手金融機関が救済（ベイルアウト）されました。大手金融機関の破綻により金融システム全般が多大な影響を受けるのを防ぐための措置です。こうした「大きすぎて潰せない（Too Big To Fail）」金融機関のモラルハザードの問題に対処するため、G20 カンヌ・サミット（2011年11月）では、「システム上重要な金融機関（SIFIs：Systemically Important Financial Institutions）」に関する一連の規制パッケージ（①破綻予防、②円滑な破綻処理、③監督の実効性の向上等）を検討し、順次実施することに合意しています。

SIFIsとは、規模、事業の複雑性、相互関連性の多さなどから判断して、破綻した場合に金融システムに多大な影響を与えるであろう大手金融機関、言い換えれば、“Too Big To Fail”の対象となり得るような金融機関を言います。

今回解説するシステム上重要な銀行へのサーチャージ（資本上乘せ規制）は、SIFIsパッケージのうち、SIFIsに該当する銀行、すなわち「システム上重要な銀行（SIBs：Systemically Important Banks）」の①破綻予防に該当する議論です。

SIBsには、「グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs：Global Systemically Important Banks）」と「国内のシステム上重要な銀行（D-SIBs：Domestic Systemically Important Banks）」という二つのカテゴリーがあります。

## 2 G-SIBs サーチャージ

バーゼル委は、世界の大手銀行につき、5つのリスク要因に対応した指標（①国際的活動、②規模、③相互関連性、④代替可能性、⑤複雑性）を用い、各銀行の点数を算出します（毎年更新）。一定以上の点数となった銀行は、G-SIBsに選定されます。G-SIBsは、点数に応じて、4つのグループに区分されます。

G-SIBsは、各グループの区分に従い、バーゼルⅢにおける自己資本の水準に上乘せした自己資本の積み上げが求められます。これがG-SIBsサーチャージです。

G-SIBs サーチャージは、普通株式等 Tier 1 によって充当される必要があります。上乘せの規模は、各グループの区分に従い、それぞれ 1.0%、1.5%、2.0%、2.5% です（図表 1 参照）。

なお、わが国からは、3つの銀行が G-SIBs に選定されています（2014 年 11 月時点）<sup>1</sup>。

図表 1 バーゼルⅢ：自己資本の水準（G-SIBs サーチャージを含む）

	総自己資本 (Tier 1 + Tier 2)	
	Tier 1 (普通株式等 Tier 1 + その他 Tier 1)	
	普通株式等 Tier 1	
最低所要水準	4.5%	8.0%
資本保全バッファ	2.5%	
最低所要水準 + 資本保全バッファ	7.0%	10.5%
G-SIBs サーチャージ	1.0% ~ 2.5%	
カウンターシクリカル資本バッファ (※)	0 ~ 2.5%	

(※) 普通株式等 Tier 1 又はその他の完全に損失吸収力のある資本  
(出所) 金融庁資料等を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

### 3 D-SIBs サーチャージ

バーゼル委は、各国当局に対し、4つのリスク要因に対応した指標（①規模、②相互関連性、③代替可能性、④複雑性）を用い、D-SIBs を選定するよう求めています（少なくとも年 1 回の更新）。

D-SIBs は、バーゼルⅢにおける自己資本の水準に上乘せした自己資本の積み上げが求められます。これが D-SIBs サーチャージです。

D-SIBs サーチャージは、G-SIBs サーチャージと同様に、普通株式等 Tier 1 によって充当される必要があります。もっとも、上乘せの規模は、G-SIBs サーチャージとは異なり、各国当局の裁量に委ねられています<sup>2</sup>。

### 4 2016 年からの段階適用

G-SIBs サーチャージは、2016 年から 2019 年にかけて段階的に実施されます。D-SIBs サーチャージについても、同様の実施スケジュールが想定されているものと思われます（第 8 回参照）。

以上

次回（第 18 回）は、国内基準行向けバーゼルⅢの内容を解説します。

1) 金融安定理事会 (FSB) ウェブサイト参照 ([http://www.financialstabilityboard.org/wp-content/uploads/r\\_141106b.pdf](http://www.financialstabilityboard.org/wp-content/uploads/r_141106b.pdf))

2) D-SIBs が G-SIBs にも該当する場合、上乘せの規模は、D-SIBs サーチャージと G-SIBs サーチャージのいずれか高い方となります。